

当薬局について

薬局名： 彩芽薬局

● 保険調剤

当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。日本全国どこの保険医療機関の処方せんでも調剤します。

● 医師への情報提供

当薬局では、お薬による治療を安全かつ有効に行うため、処方された医師に問い合わせを行う場合があります。また、患者様の了解のもとに、患者様がお薬をお使いになっている状況などについて、医師へ情報を提供させていただくことがあります。

● 薬剤情報提供について

当薬局では、お薬の効能や注意しなければならないことなどを、文書にして提供しております。

● お薬手帳について

当薬局では、処方内容や注意しなければならないことなどを、患者様がお持ちのお薬手帳に記載させていただいております。お薬手帳をお持ちでない場合は、お申し出によりお作りいたします。各種お薬手帳アプリにも対応しております。

● 明細書の発行状況について

当薬局では、医療の透明化や積極的な情報提供の推進のため、領収証を発行する際に調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。なお、明細書には使用した薬剤の名称等も記載されます。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨をお申し出下さい。

● 容器代等保険外請求

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいております。医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

- ・容器代（スポイト）： 0 円
- ・容器代（軟膏）： 大 0 円、小 0 円
- ・患者様の希望にもとづく医薬品の持参料・郵送料： 実費
- ・患者様の希望にもとづく内服薬の一包化費用： 7日分まで350円（以後、7日分ごとに350円）

● 取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（精神通院医療）
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定

● 調剤基本料

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準1による調剤を行っている保険薬局です。

● 調剤管理料

当薬局は、患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

● 服薬管理指導料

当薬局は、患者様ごとに服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成しております。調剤の都度、取扱いの注意、薬によるアレルギーや副作用の有無を確認させていただきます。また市販薬や別の病院・診療所からの処方薬についても、重複や相互作用の有無をチェックしております。いろいろ質問させていただきますが、薬を安全有効にお使いいただくために必要ですので、ご協力ください。

● 在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局は、医師の指示がある場合、在宅で療養をされている患者様宅を訪問して服薬指導を行っております。また、在宅支援に係る病院や診療所、訪問看護ステーションと連携をとっております。

● 調剤料の夜間・休日等加算

当薬局は、月曜日～金曜日19時以降、土曜日13時以降、日曜祝日、年末年始（12/29～1/3）の店舗営業日は夜間・休日等加算を算定いたします。

● 時間外等加算（時間外・休日・深夜）

当薬局は、開局時間以外の時間帯に調剤を行った場合に以下の時間外等加算を算定しております。

- ・時間外加算（6:00～8:00、閉店～22:00）：基礎額の100%
- ・深夜加算（22:00～翌朝6:00）：基礎額の200%
- ・休日加算（日曜、祝日、年末年始（12/30～1/3））：基礎額の140%

また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は下記連絡先へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

開局時間外連絡先：048-822-8806

● 医療情報取得加算

当薬局はオンライン資格確認等システムを運用しており、医療情報取得加算を算定しております。

● 医療DX推進体制整備加算

当薬局は医療DX推進体制整備加算を算定しております。オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。

● 連携強化加算

当薬局は連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。災害や新興感染症発生時に医薬品を供給できる体制を整え、関係団体の研修会等に積極的に参加しております。新型コロナウイルス抗原検査キット（一般用）を販売しております。

● 後発医薬品調剤体制加算

当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて後発医薬品調剤体制加算を算定しております。

● かかりつけ薬剤師指導料及び薬剤師包括管理料

当薬局では、安心してお薬を使用していただけるよう、患者様の「かかりつけ薬剤師」になる取組みを行っております。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。なお、かかりつけ薬剤師は保険薬剤師として5年以上かつ当店で1年以上の勤務経験があり、公益財団法人日本薬剤師研修センターの認定を受けた常勤薬剤師が担当いたします。

● 地域支援体制加算

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算 1 または 2 を算定しております。

- ・ 1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談の取り組み
- ・ 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

● 在宅薬学総合体制加算

当薬局は、在宅薬学総合体制加算を算定しております。在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。

● 在宅中心静脈栄養法加算

当薬局は、在宅中心静脈栄養法加算を算定しております。高度管理医療機器等販売業の許可を受けており、在宅にて中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行っております。